

治療と仕事の 両立支援



【ご留意事項】

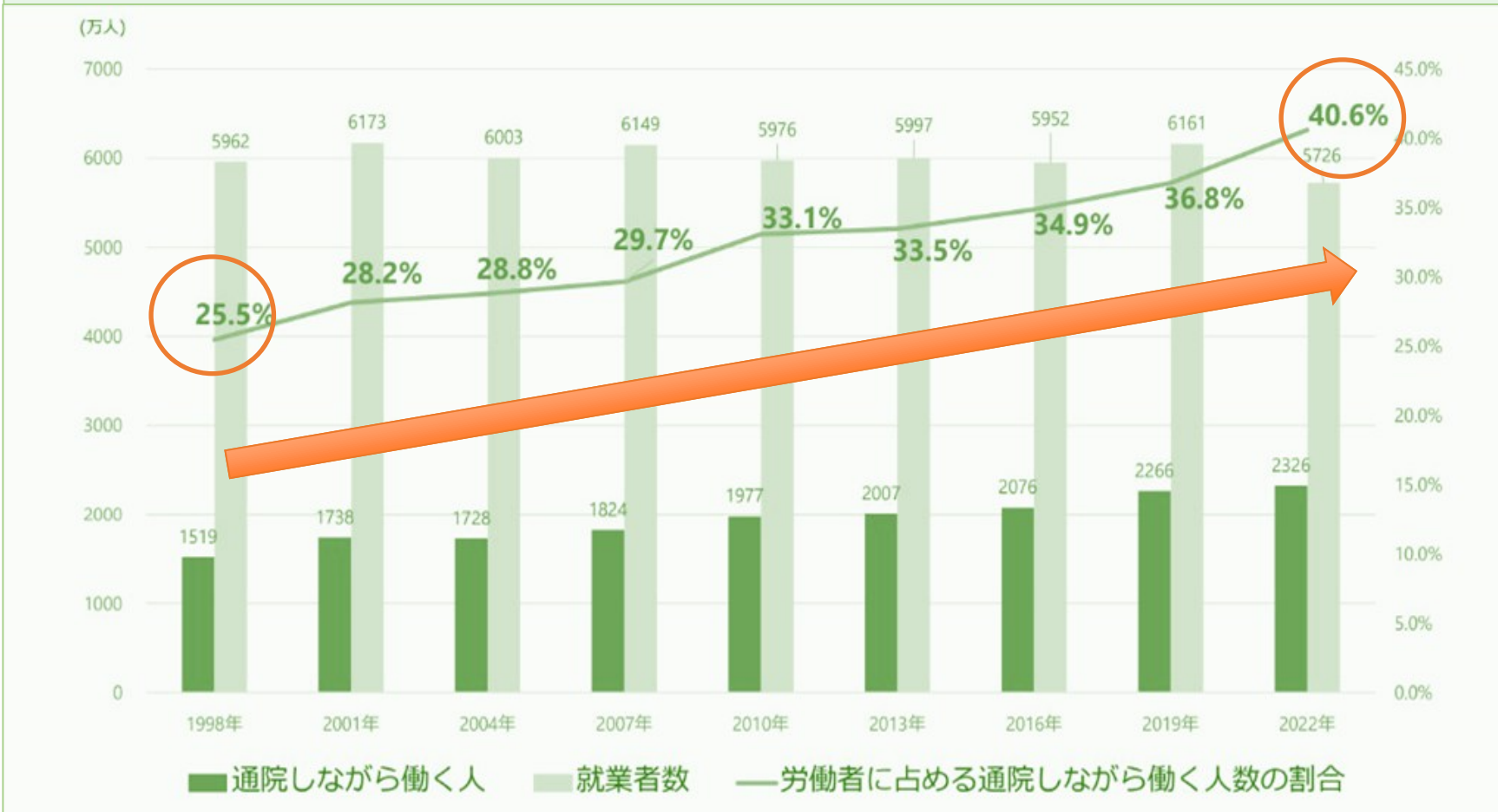
本資料の内容は、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づいた一般的な解説です。実際の適用条件や支援内容は、各社の就業規則および個別の状況（疾病の種類、業務内容等）により異なります。具体的な運用にあたっては、各社の規定に基づきご判断ください。

1. 治療と仕事の両立支援を巡る状況
2. 法改正について～両立支援推進の努力義務化～
3. 両立支援を行うための環境整備
4. 両立支援の進め方
5. 経済面の公的サポート制度等
6. 相談窓口
7. まとめ

1. 治療と仕事の両立支援を巡る状況①

病気を抱える労働者の通院状況

何らかの疾患で通院している就業者は**約2.5人に1人**
1998年25.5%→2022年40.6%まで上昇

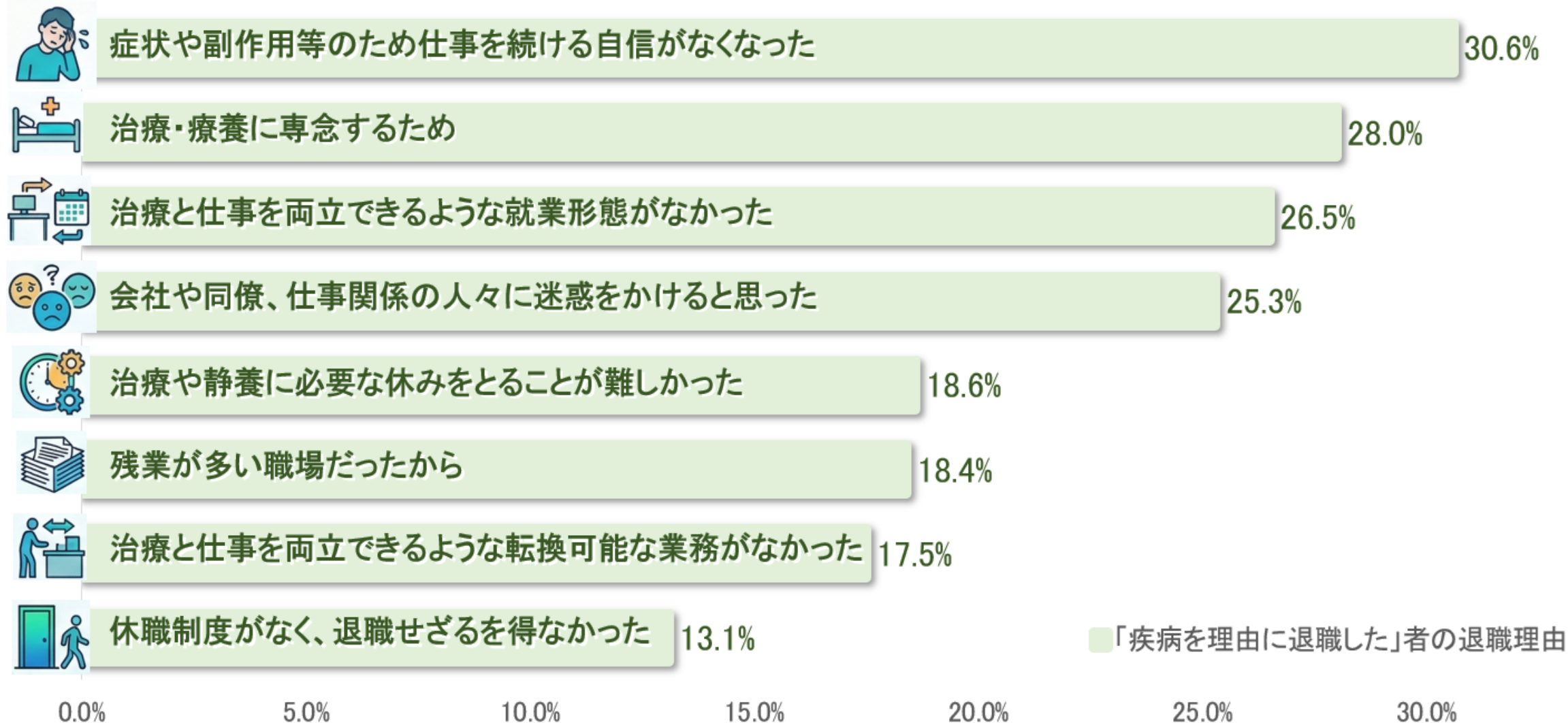


年々、増加傾向です



1. 治療と仕事の両立支援を巡る状況②

「疾病を理由に退職した」者の退職理由



2. 法改正 ～ 両立支援推進の努力義務化～

労働政策総合推進法の改正により、

「治療と仕事の両立支援」が全ての企業(事業主)の**努力義務**となりました。

施行開始日：令和 8年 4月 1日

医療技術の進歩により、短期間の入院や通院しながら社会生活を送るケースが増加



「治療しながら働く」という**選択肢**を安心して選べるような体制が必要

全ての企業で、治療と仕事の両立支援体制の整備が求められる

例えば...

- 柔軟な働き方
- 相談窓口の明確化
- 休暇制度など

3. 両立支援を行うための環境整備



「両立支援のために、会社はどのような準備が必要？」

基本方針等の表明と労働者への周知

治療と仕事の両立支援の基本方針と就業規則に沿った具体的な対応方法を周知する。



相談窓口の明確化

相談窓口や相談内容、情報の取扱い等を明確にする。



両立支援に関する意識啓発

両立支援を円滑に実施するため、従業員の意識啓発を行う。



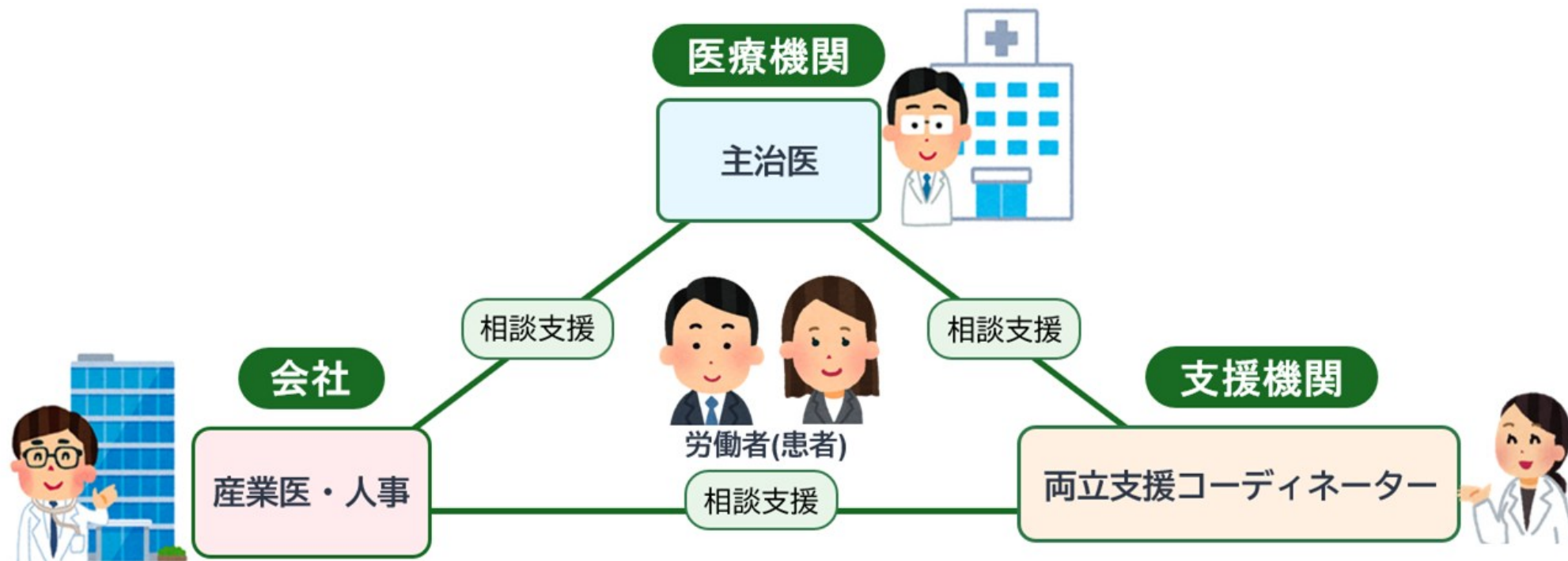
両立支援に関する制度・体制等の整備

休暇制度や勤務制度等を整備する。支援の対応手順や関係者の役割、関係者間の情報共有体制を明確にする。



4. 両立支援の進め方① 支援体制

医療と就業の両面を支える「会社・医療機関・支援機関」のトライアングル型サポート体制



両立支援コーディネーターが「労働者(患者)・会社・医療機関」の間に立ち、情報共有や調整をサポート

会社の両立支援コーディネーター

- ・ 人事労務担当者
- ・ 産業保健スタッフ

医療機関の両立支援コーディネーター

- ・ 医療ソーシャルワーカー
- ・ 看護師

支援機関の両立支援コーディネーター

- ・ 社会保険労務士・キャリアコンサルタント
- ・ 産業カウンセラー

4. 両立支援の進め方② 治療と仕事の両立支援カードの利用

治療と仕事の両立支援カードとは
病気の治療を続けながら働きたいと思う労働者が、
医療機関と職場の間で必要な情報を共有するためのツール

【利用目的】

★治療内容を職場に適切に伝える ★医療と職場の連携を円滑にする ★働き方の配慮を検討する

治療と仕事の両立支援カード利用の流れ

④ 両立支援プランの策定



会社・産業保健スタッフ

① 本人からの申出
(配慮を受けたいという意思表示)

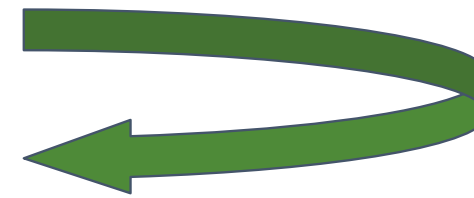


② カードの提出
両立支援の申込



労働者(患者)

③ カード(本人記載欄)の提出
例)業務内容や勤務形態など



④ カード(医師の意見)の発行



主治医

4. 両立支援の進め方③ 治療と仕事の両立支援カードの内容

カードに記載される主な内容

【本人記載】

勤務時間・勤務形態・業務内容・利用可能な社内制度

【主治医記載】

- 現在の治療状況や通院頻度
- 治療による体調への影響や配慮が必要な事項
- 就業継続の可否や就業上の留意点（主治医の意見）
- 必要な就業上の配慮（通院配慮、業務軽減、勤務時間調整など）

両立支援が必要な疾患

主に長期治療が必要な疾患

例) がん / 脳卒中 / 心疾患 / 糖尿病 / 肝疾患 / 難病
メンタルヘルス不調 など

本人記載欄 (抜粋)

1 上記職務内容に含まれる作業 (右記(1)~(3)について該当する作業に○を記してください)	(1)身体上の負荷がある作業	① 立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③ 暑熱/寒冷/屋外作業 ④ 振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業 ⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業
	(2)事故の可能性が高まる作業	① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他
	(1)~(3)の作業について、特に医師意見を求める作業内容およびその理由	
2 利用可能な社内制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 半日単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 勤務日数短縮(週__日勤務) <input type="checkbox"/> 短時間勤務 <input type="checkbox"/> 時差出勤 <input type="checkbox"/> フレックスタイム <input type="checkbox"/> 試し出勤 <input type="checkbox"/> 在宅勤務 <input type="checkbox"/> その他()	
	勤務形態	<input type="checkbox"/> 常昼勤務 <input type="checkbox"/> 交替勤務(深夜勤務なし) <input type="checkbox"/> 交替勤務(深夜勤務あり) <input type="checkbox"/> その他 ※例：自発的な離席が困難な勤務形態等 ()
通勤方法(該当すべてに✓し通勤時間をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能) <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 通勤なし(在宅勤務) <input type="checkbox"/> その他() 通勤時間 片道__分	
年次有給休暇日数	残__日間	

4. 両立支援の進め方④ 就業継続の場合



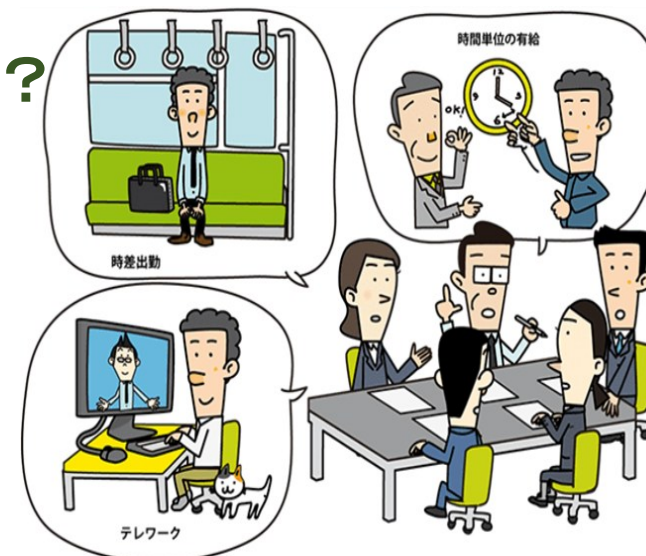
通院治療しながら仕事を両立する配慮の具体例は？

① 休暇制度

【時間単位の年次有給休暇】

年次有給休暇は原則「1日単位」で取得
労使協定を締結すれば「1時間単位」で取得可能（上限は「年5日分」まで）

【傷病休暇・病気休暇】 ※年次有給休暇とは別
入院や通院などの治療のための休暇（会社が独自に設ける制度）



② 勤務制度

【時差出勤制度】

始業・終業時刻を調整し、通勤ラッシュなど身体負担の大きい時間帯を避けて通勤できる制度

【短時間勤務制度】

療養中・療養後の負担を軽減するため、所定労働時間を短縮する制度(※育児、介護休業法に基づく短時間勤務制度とは別のもの)

【試し出勤制度】

復職前に勤務時間や日数を短縮して出勤し、職場復帰の準備を行う制度

就業規則を確認してみましょう！



4. 両立支援の進め方⑤ 休職する場合

※休職の流れや必要な手続きは会社ごとに異なります。まずは社内窓口に相談して確認しましょう。

まず早めの相談を！

【相談先】

- ・ 上司/人事
- ・ 産業保健スタッフ

就業規則を確認

- ・ 休職期間の上限
- ・ 休職中の給与/手当の有無等



休職を要する
診断書を準備
(主治医へ依頼)

会社へ

- ・ 診断書を提出
- ・ 休職を申請

休職開始



4. 両立支援の進め方⑥ 復職する場合

※復職の流れや必要な手続きは会社ごとに異なります。まずは社内窓口へ相談して確認しましょう。

まず早めの相談を！

【相談先】

- ・ 上司/人事
- ・ 産業保健スタッフ



産業医面談



就業の観点

主治医へ相談
復職可の診断書を取得

医学的観点



復職準備

- ・ 復職を意識して生活リズムを整える
- ・ 通勤訓練 等

下記を基に会社が
復職の可否を判断

- ・ 産業医の意見
- ・ 本人の意欲
- ・ 復帰後の業務内容

最終的な
復職決定



主治医の復職可診断書＝復職可能ではない

5. 経済面の公的サポート制度等

傷病手当金

病気やけがで働けず給与が支給されない期間の生活を支えるための制度

【相談窓口】

加入している健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ）

高額療養費制度

医療費の自己負担が一定額を超えた場合、超過分が払い戻される制度

【相談窓口】

加入している健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ）

障害年金

病気やケガで一定の障害状態になった場合に受け取れる年金制度

【相談窓口】

日本年金機構

6. ご質問・ご相談はお気軽に

社内の相談窓口

- 産業医・産業保健師：健康面や両立支援の医学的アドバイス
- 人事労務部門：就業規則や休職・復職制度について
- 直属の上司：勤務調整や配慮事項の相談

外部の相談窓口

- 産業保健総合支援センター（無料相談）
全国47都道府県に設置された相談料無料の専門機関。
治療と仕事の両立支援に関する相談に電話・メール・来所に対応。
- 地域産業保健センター（小規模事業場向け）
- 医療機関の両立支援出張相談窓口
がん相談支援センター（全国のがん診療連携拠点病院等に設置）
ハローワーク（就労支援ナビゲーター等）

小さな悩みや疑問でも、**一人で抱え込まず**に上記窓口に相談しましょう。



7.まとめ：誰もが安心して働き続けられる職場へ

- 病気を抱えながら働く人は増えており、治療と仕事の両立支援の重要性が上昇している。
- 2026年4月から、治療と仕事の両立支援が事業主の努力義務となり、積極的に取り組むことが求められる。
- 両立支援では、職場・本人・医療機関が連携しながら進めることが重要である。
- 両立支援カードや職場制度を活用し、無理のない就業継続や復職を目指す。

誰もが安心して働き続けられる職場づくりのため、日頃から相談しやすい環境を整えていきましょう！

